



# 猫の譲渡面接会



## ～猫の新たな飼い主を探す譲渡会～

当日、猫の譲渡しは行いません。実際に譲渡をするかどうかは、会場で面接の上、その猫との適性、相性等も含めながら事務局側で決定します。  
猫に関する相談もお受けしています。

**内容** : 猫の譲渡しに係る面接  
ご家庭や地域などにおける猫に関する相談

**対象者** : 猫が欲しい人  
猫について相談したい市民

**日程・場所** : 次のとおり

(いずれも土曜日 午前10時から正午まで) ※受け付けは午前11時30分まで

(所在地) エコパークさがみはら 2階 学習室

(相模原市中央区富士見1-3-41) (裏面参照)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
23 (土)	28 (土)	25 (土)	30 (土)	27 (土)	24 (土)	29 (土)	26 (土)	17 (土)	28 (土)	25 (土)	18 (土)

### ご来場予定の皆様へ

来場の際には、検温をお済ませのうえ、マスクの着用、手指の消毒、ソーシャルディスタンスの確保を遵守いただきますようお願いいたします。

なお、当日の状況によっては、入場制限等(家族の代表者のみの入場、時間制)をとらせていただく場合がございます。

### ◆猫を譲りたい方！

- 市内在住の18歳以上の人で、市内で飼養している猫が対象です。
- 必ず「**猫の相談会**」で参加申込みをしてください。
- 各面接会の申込定員は15名です。

※譲渡面接会に参加する猫の健康診断などの費用のご負担があります。

### ◆猫が欲しい方！

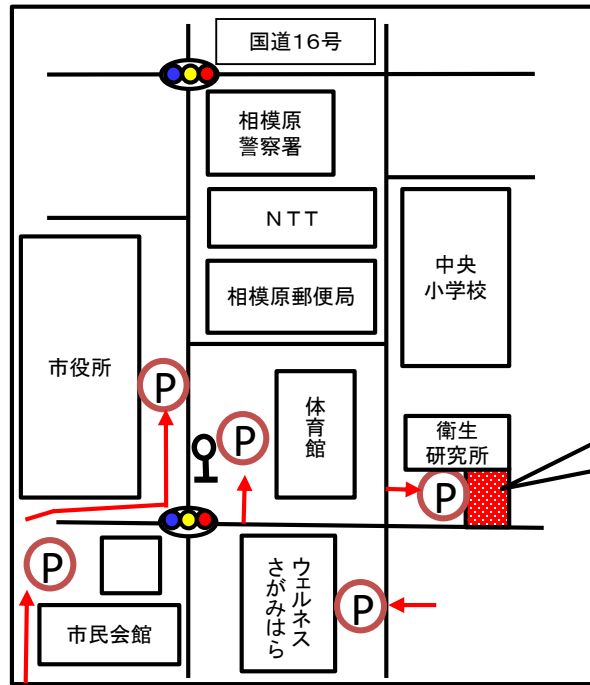
- お越しになる際は、住所・氏名が確認できるもの(免許証など)をご持参ください。
- 単身又は家族全員が60才以上の場合は、猫の終生飼養を継続できる概ね60歳ぐらいまでの成人で保証人となれる方と一緒にご来場ください。
- ※譲渡の際には、譲渡のために事前に実施されたワクチン接種や不妊去勢手術などの費用のご負担があります。

※なお、飼い主になるためには、裏面の条件を満たしていることが必要です。

(裏面もあります)

## 【エコパークさがみはら（環境情報センター）】

JR相模原駅からバスで約10分  
「市役所前」下車すぐ



**会場**  
会場前の駐車場が満車の場合は、  
周辺の駐車場をご利用ください。

### 飼い主になるための条件

1. 原則として、相模原市内に在住で、18歳以上であること。
2. 当該猫を終生飼養することを誓約いただくこと。
3. 家族全員が飼養に関して賛成し、協力的であること。ご家族に、動物に対するアレルギー症状を呈する方がいらっしゃる場合は、譲渡をお断りする場合がありますが、そのことを了承くださること。
4. 単身者の場合は、飼養者に万が一のことがあった場合に、猫の終生飼養を継続できる概ね60歳ぐらいまでの成人の保証人が別にいて、本人だけでなくその方も、譲渡決定後の猫の譲渡時に提出いただく誓約書に署名をいただき、遵守事項をお守りいただくことが約束できること。
5. 猫の状態によっては、家族全員が60歳以上である場合や、就学前のお子様がいるご家庭である場合に、譲渡をお断りする場合がありますが、そのことを了承くださること。
6. 猫が飼養可能な住宅環境であり、完全屋内飼養をお約束いただけること。賃貸住宅や集合住宅の場合、猫が飼養可能なことを証明する契約書等の写しを提出いただけること。なお、完全屋内飼養は、既に自宅にて飼養されている猫がいる場合、その猫についてもお約束いただけること。
7. 新たに飼養する猫を含めた、飼養する猫の頭数の合計が、自宅の部屋数(DK・LDKは1部屋と数える)を超えないこと。
8. 譲渡元の飼い主が指定する当該猫にあった飼養管理方法が実施できること。
9. 猫に不妊去勢手術を実施することに同意いただき、未手術の子猫の場合には指定期間内にその手術を受けさせ、手術実施完了の報告を保健所生活衛生課にすることをお約束いただけること。
10. 譲り受ける猫の健康状態の確認の一環として、定期的な予防注射接種や健康診断の実施をお約束いただけること。また、当該猫がなんらかの病気治療中の場合、継続治療をお約束いただけること。
11. 既に御自宅にて飼養されている猫がいる場合、その猫が不妊去勢手術を実施していない場合は、譲渡をお断りする場合がありますが、そのことを了承くださること。
12. 新しい飼い主になった後、やむを得ない事情で飼養困難になった場合、遺棄・放棄したりせず、解決に向け全力を尽くすと共に、保健所生活衛生課に連絡することをお約束いただけること。
13. 譲り受けた猫を無断で他者に譲渡しないこと。また、その猫を利用して営利を目的とした行為は行わないこと。
14. 譲渡の際に、譲渡の確認のため、新しい飼い主と当該猫の写真撮影することを了承くださること。
15. 譲渡のために実施された、不妊去勢手術費用、ワクチン接種費用及びウイルス検査費用等の実費を負担していただけること。

<問い合わせ先>

相模原市保健所 生活衛生課

電話 042-769-8347

